

第三子以降の保育料が無料になります



0～2歳児の保育所の保育料は、第三子から無料となります。

また、第二子でも両親の町民税所得割額が5万7千7百円未満の世帯も無料となります。

3歳以上児の保育料はすでに無料ですが、第三子以降は副食費も無料となります。

病院内保育所や幼稚園などへの通園も同様に対象となります。幼稚園の場合の所得制限額が異なりますのでお問い合わせください。

第三子以降等の無料化には、役場への申請が必要です。

【お問い合わせ】子育て福祉健康課(☎63・3801)まで。

幼稚園については教育委員会(☎63・2038)まで。

あなたのお家は 大丈夫!?

産業建設課
お知らせ



お問い合わせ
☎63・3804

～住宅の耐震化を助成します～

大地震は、必ず発生します

南海トラフ沿いにおいては、マグニチュード8～9クラスの地震が、30年以内に70～80%の確率で発生するとされています。このような大きな地震が発生した場合、県内では最大で震度7の揺れに見舞われる可能性があります。※令和3年1月現在(地震調査研究推進本部の発表)

住宅の倒壊等は、早期に津波からの避難を困難にすることや地震後の避難や救助活動の障害となることから耐震化は大切です。

旧耐震基準の住宅は倒壊の恐れがあります

建築物の耐震基準は昭和56年6月に大きく見直され、木造建築物については更に平成12年6月に強化されています。平成28年度熊本地震では、昭和56年5月以前に建築された住宅の94.7%、平成12年5月以前に建築された住宅の79.7%が、被害に遭っています。

まずは

耐震診断
木造住宅なら
無料

耐震性が
低い場合は…

災害に備え、住宅の耐震化

補強設計と耐震改修の総合的実施
耐震ベッド・耐震シェルター

耐震診断とは



平成12年5月31日以前に建築された木造住宅および昭和56年5月31日以前に建築された非木造住宅で、地上階数が2以下かつ延べ面積が200㎡以下のものが対象となります。

- ・木造住宅 耐震診断が無料
- ・非木造住宅 費用の2/3（最大8万9千円）を補助

《申込期日》令和5年1月31日(火)

耐震改修サポート事業とは

耐震診断により耐震性が不足すると判断された木造住宅について、耐震改修の専門家「耐震マネージャー」を無料で派遣します。

改修の工事内容や費用についての相談や、改修計画の提案を行います。耐震マネージャーは、耐震診断により耐震性が不足すると判断された住宅の方なら、どなたでも相談することができます。

希望される方は、一般社団法人 和歌山県建築士会（☎073-423-2562）までお申し込みください。

補強設計と耐震改修の総合的实施とは

平成30年度から、設計のみならず改修工事まで実施することを促進するために、設計と改修工事を総合的に補助するものです。設計費と改修費が補助対象となります。

補助要件

- ・耐震診断の結果、耐震性が不足していると判断されていること
- ・設計から改修まで一連で実施し、耐震性を一定以上まで向上させること
- ・すでに設計の補助金を受けていないこと

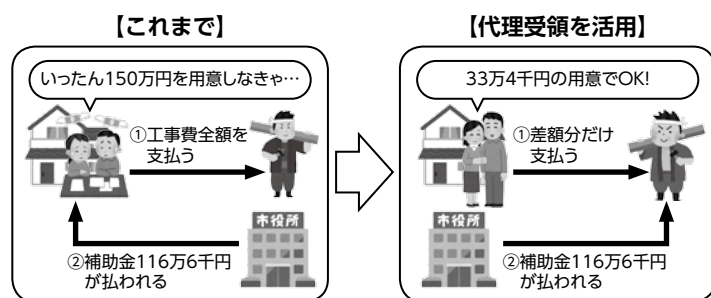


補助率と補助額

50万円（工事費の40%が上限）＋定額66万6千円

最大 116万6千円 《申込期日》令和4年9月30日(金)

住宅耐震改修事業の補助金を受領する場合の代理受領制度について



【代理受領制度のイメージ図(工事費150万円、補助金116万6千円の場合)】

代理受領制度とは

申請者(建物所有者等)との契約により耐震改修工事等を実施した者(工事施工業者)が、申請者の委任を受けて補助金の受領を代理で行うことができる制度です。

申請者は工事費から補助金を差し引いた額を用意すればよくなり、当初の費用負担が軽減されます。